

一般社団法人三重県レクリエーション協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人三重県レクリエーション協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県津市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、レクリエーションの総合的な普及、振興に努め、県民の心身の健全な発達と明るく豊かな社会生活づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) レクリエーションの総合的な普及
- (2) レクリエーションに関する組織への支援
- (3) レクリエーションに関する指導者の養成
- (4) レクリエーションに関する調査、研究
- (5) レクリエーションに関する広報、啓発
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した次の団体
 - ①市町におけるレクリエーションを総合的に統轄する団体
 - ②県内における種目ごとのレクリエーション、スポーツ、文化の団体
 - ③県内におけるその他のレクリエーションに関係ある団体（公益財団法人日本レクリエーション協会公認指導者の団体を含む。）
- (2) 指導者会員
公益財団法人日本レクリエーション協会の公認指導者で、一般社団法人三重県レクリエーション協会に所属するもの
- (3) 賛助会員
この法人の事業を賛助するため入会した個人、団体

(4) 特別会員

この法人に特に貢献のあったもので、総会の決議をもって推薦された個人、団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員として入会しようとする者は、次の手続きをしなければならない。

(1) 正会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の決議を受けなければならない。

(2) 公益財団法人日本レクリエーション協会の公認指導者で、一般社団法人三重県レクリエーション協会に所属するものは指導者会員となる。

(3) 賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

(4) 特別会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となる。

(経費の負担)

第7条 会員は、総会の決議を経て会長が別に定める会費を納入しなければならない。ただし、特別会員及び指導者会員は、会費を納めることを要しない。

2 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、理由を付して、退会届を会長に提出しなければならない。ただし、指導者会員については第5条第1項第2号に掲げる資格を失ったとき、賛助会員については会費の納入が無い場合は退会したものとみなす。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。この場合、この会員に対し、決議の前に総会において弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為があったとき。

(2) この法人の会員としての義務に違反したとき。

(3) 正会員が会費を2年以上滞納したとき。

(会員の資格の喪失)

第9条 前条の場合のほか、会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

(1) 総正会員が同意したとき。

(2) 死亡若しくは失跡宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

第4章 総会

(種別)

第10条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第11条 総会は、第5条第1項第1号の正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 通常総会は、毎年2回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び召集の理由を記載した書面をもって、召集の請求があったとき。

(招集)

第14条 総会は会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選任する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。なお、可否同数のときは、議長がこれを決する。ただし、議長は正会員として決議に加わることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

(5) 事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認

(6) 長期借入金の借入

(7) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第18条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第17条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員を設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上20名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(会長の選任及び職務)

第21条 会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

2 会長は、この法人を代表し、この法人の業務を総理する。

(副会長の選任及び職務)

第22条 副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

2 副会長は、会長を補佐する。

(常務理事の選任及び職務)

第23条 常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

2 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の業務を掌理する。

(理事の選任及び職務)

第24条 理事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 3 理事は、理事会を構成して、この法人の会務を議決し、執行する。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の3分の1以下であること。

(監事の選出及び職務)

第25条 監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任をさまたげない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了により退任した後も、第20条に定める定数に足りなくなるときは、後任者が就任するまでは、理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 役員は総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第28条 役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。

(名誉会長、顧問及び参与の選出及び職務)

第29条 この法人に、任意の機関として名誉会長、顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 名誉会長の選任は、理事会の推薦により総会の承認を経なければならない。
- 3 顧問は、本会の会長又は副会長であった者及び本会又はレクリエーションの普及、振興に著しく功績のあった者のうちから理事会の推薦に基づき会長が委嘱する。
- 4 参与は、理事会の推薦に基づき会長が委嘱する。
- 5 名誉会長、顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、又は会長の要請により会議に出席して意見を述べることができる。
- 6 名誉会長、顧問及び参与は、報酬は支給しない。
- 7 名誉会長、顧問及び参与には、費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録として作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けたうえで、総会において3分の2以上の決議を経なければならない。

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

第38条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員現在数の3分の2以上の決議を経なければならない。

(剰余金)

第39条 本法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第42条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は大川吉崇とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。